放課後等デイサービスなど 児童の支援は、令和6年度 からどう変わったか

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長(公社)日本発達障害連盟 常務理事(発達障害白書編集長) 内閣府障害者差別解消法関係・各種検討会委員 厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

まず確認! 子どもの権利条約と 障害者権利条約 国内の法令

第3条

児童に関するすべての措置をとるに当たっては・・児童の最善の利益が主として考慮される ものとする。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の 実現のため、すべての適当な立法措置、行政措 置その他の措置を講ずる。

第7条

児童は・・<u>できる限りその父母を知りかつその</u> 父母によって養育される権利を有する。

第18条

締約国は、児童の養育及び発達について父母が 共同の責任を有するという原則についての認識 を確保するために最善の努力を払う。<u>父母又は</u> 場合により法定保護者は、児童の養育及び発達 についての第一義的な責任を有する。

第12条

1 締約国は、<u>自己の意見を形成する能力のある児童が</u>その児童に影響を及ぼすすべての事項について<u>自由に自己の意見を表明する権利を確保</u>する。この場合において、児童の意見は、その児童の<u>年齢及び成熟度に</u> <u>従って相応に考慮</u>されるものとする。(以下略) 第13条

1 児童は、<u>表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態</u> 又は自ら選択する他の方法</u>により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。(以下略)

第23条

- 1 締約国は、<u>精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保</u> し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分 かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 <u>障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる</u>援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられる。ものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

国連·障害者権利条約

第7条 障害のある児童

- 1 締約国は、<u>障害のある児童が他の児童との</u> <u>平等を基礎として</u>全ての人権及び基本的自由 を完全に享有することを確保するための全て の必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとる に当たっては、<u>児童の最善の利益が主として</u> 考<u>慮される</u>ものとする。

国内・こども基本法

第1条

この法律は、日本国憲法及び<u>児童の権利に関する条約の精神にのっとり</u>・・こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、<u>こども施策を総合的に推進することを目的</u>とする。

第3条

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権 が保障されるとともに、<u>差別的取扱いを受けることがないよう</u> <u>にする</u>こと。

国内・こども基本法

第3条(つづき)

全てのこどもについて、<u>その年齢及び発達の程度に応じて、自</u>己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び 多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

その年齢及び発達の程度に応じて、その<u>意見が尊重され、その</u> 最善の利益が優先して考慮される</u>こと。

こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その 他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者 に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに・・こ どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

国内・こども基本法

第9条

政府は、<u>こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」</u> を定めなければならない。

第10条

都道府県は、こども大綱を勘案して、<u>当該都道府県における</u> 「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする。

第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、<u>当該こども施策の対象となるこども又は</u>こどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第1条

全て児童は、<u>児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育される</u>こと、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

平成28年改正で「保護」「養護」ではなく「養育」に!

第2条

- 1 略
- 2 児童の<u>保護者は、児童を心身ともに健やかに育成すること</u> について第一義的責任を負う。
- 3 国及び<u>地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心</u> <u>身ともに健やかに育成する責任を負う。</u>

第4条 定義

- 1 略
- この法律で、障害児とは、身体に障害のある児 童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童 (発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七 号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。) 又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の 疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十 三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害 の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児 童をいう。

第6条の2の2 定義

- 1 略
- 2 この法律で、<u>児童発達支援とは、</u>障害児につき、児童発達支援センター その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な 動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省 令で定める便宜を供与することをいう。
- 3 略
- 4 この法律で、<u>放課後等デイサービスとは、</u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- 5 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

国内・障害者基本法

第17条 療育

- 1 国及び<u>地方公共団体は、障害者である子ど</u> もが可能な限りその身近な場所において療育 その他これに関連する支援を受けられるよう 必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、 開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を 有する職員の育成その他の環境の整備を促進 しなければならない。

国内・障害者基本法

第23条 相談等

- 1 国及び地方公共団体は、<u>障害者の意思決定の支援に配慮</u>しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
- 2 国及び<u>地方公共団体は、</u>障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、<u>障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行う</u>ものとする。

国内・発達障害者支援法

第3条 国及び地方公共団体の責務

- 1 略
- 2 国及び<u>地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、</u>その者の状況に応じて適切に、<u>就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われる</u>とともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 略
- 4 国及び<u>地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保</u>する(略)

国内・発達障害者支援法

第6条 早期の発達支援

- 1 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。
- 2 以下略

第7条 保育

<u>市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と</u> 共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

第9条 放課後児童健全育成事業の利用

<u>市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確</u>保を図るため、適切な配慮をするものとする。

子どもの成長ステージ に応じた支援体制と 連携のポイント

児童期における連携の特徴

- 1. 障害のある子どもや発達が気になる子ども(以下、この資料では障害児とします)の支援 では、<u>専門職・専門機関における連携が不可</u> 欠となります
- 2. こうした連携は<u>障害児に特有のものであることから、実効性のある連携を構築するためには相応の手間と工夫、時間が必要</u>です
- 3. また、子どもの成長ステージに応じて連携すべき専門職・専門機関が変化する点にも留意する必要があります

乳幼児期における連携体制

母子保健

保健師

心理師

医師・歯科医師など

児童福祉・障害福祉

保育士

心理師

PT/OT/STなど

児童福祉・学校教育

保育士

幼稚園教諭

加配員・訪問支援員など

乳幼児健診

医療機関

児童発達支援

等の療育機関

つなぎ

幼稚園

保育所

保育所等訪問支援

並行通園

医療相談室・母子保健担当

療育相談・障害児相談・教育支援センターなど

乳幼児期における支援のポイント

- 1. 医療機関や乳幼児健診で発達支援の必要性がスクリーニングされた際の<u>療育相談・療育機</u>関へのつなぎをどのように確保するか
- 2. 保護者が<u>子どもの障害や発達の遅れを受け止め、必要な支援につながるまでのサポート</u>を どのように確保するか
- 3. 療育相談から児童発達支援などの<u>療育機関や</u> <u>幼稚園・保育所などへのつなぎ</u>をどのように 確保するか

乳幼児期における支援のポイント

- 4. 療育機関から<u>幼稚園・保育所などへ移行する</u> (並行通園する) 際のつなぎをどのように確 保するか
- 5. 幼稚園・保育所に在籍する<u>障害児への個別支援や環境調整などを行う仕組み(保育所等訪問支援の整備)</u>どのように確保するか
- 6. 幼稚園・保育所における<u>障害児支援の受入れ</u> スキル向上や、園からの依頼に応じて機関支 援する仕組みをどのように確保するか

小中学校期における連携体制

児童福祉・学校教育

学校教育・児童福祉・障害福祉

保育士

幼稚園教諭

教育指導主事など

幼稚園

保育所

支援級担任

放デイ職員

訪問支援員・SSWなど

支援級担任

放デイ職員

SSW・進路担当など

つなぎ

小学校 特支小学部 放課後等デイ

学童保育

保育所等訪問支援

つなぎ

中学校

特支中学部

放課後等デイ

教育支援センター・特支地域支援担当

療育相談・障害児相談・基幹(委託)相談支援

小中学校期における支援のポイント

- 1. 療育機関や幼稚園・保育所から<u>地域の小学校</u> <u>や特別支援学校小学部・療育機関へのつなぎ</u> をどのように確保するか
- 2. 特に、小学校への進学ルートは多岐にわたる ため、<u>未就学期の在籍に関わらず適切なつな</u> <u>ぎ確保</u>することが重要
- 3. 学齢期の障害児が多く利用する<u>放課後等デイサービス(相談支援事業)との連携</u>をどのように確保するか

小学校入学への主なルート

公立幼稚園

私立幼稚園

公立保育所

私立保育所

児童発達支援

在宅

地域小学校の通常級 左から右へ、 あらゆる組合 地域小学校の支援級 せがあること に留意 特別支援学校小学部

小中学校期における支援のポイント

- 4. 小中学校在籍中の<u>SSWや学校心理士などと</u> <u>の連携</u>の場をどのように確保するか
- 5. 小学校から中学校(通常級・支援級)や特別 支援学校中学部へ移行する際のつなぎをどの ように確保するか
- 6. 中学校から<u>高校(公立高・私立高)や特別支援学校高等部への進学、あるいは中卒後に福祉サービスを利用するなどの「卒業進路」</u>をどのように支援するか

児童発達支援

放課後等デイの役割とは

第6条の2の2 定義

- 1 略
- 2 この法律で、<u>児童発達支援とは、</u>障害児につき、児童発達支援センター その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な 動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省 令で定める便宜を供与することをいう。
- 3 略
- 4 この法律で、<u>放課後等デイサービスとは、</u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- 5 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を 営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設 を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のた めの専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

児童発達支援 (訪問型児発)

- 1. 障害のある、発達が気になる<u>未就学児が通所して生活スキルや社会スキルの獲得を支援するためのグループ支援、個別支援を提供</u>するサービス(例外的に中学卒業後の通所もあり)
- 2. 福祉施設としての建物基準や人員配置を満たす 児童発達支援センターと、施設は借家などでも OKな児童発達支援事業の2つに分かれる
- 3. 重症心身障害には特別単価などを設定
- 4. 通園が困難な児を対象に<u>居宅訪問型児童発達支</u> 援もあり(平成30年4月から新設)

児童発達支援の概要

○ 対象児童

- 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児
 - ※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なう おそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○事業の概要

≪サービス内容≫

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

- ≪事業の担い手≫
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条) 通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児や その家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所 もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援

- 〇身近な地域における通所支援
 - ・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身 障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家 族に対する支援

≪児童発達支援センター≫

- 〇左の機能に加え、地域支援を実施
- 〇主な人員配置
 - ・児童指導員及び保育士 4:1以上
 - ·児童指導員 1人以上 ·保育士1人以上
 - •児童発達支援管理責任者 1人以上

≪児童発達支援センター以外≫

- 〇主な人員配置
 - ・児童指導員又は保育士 10:2以上 (令和5年3月31日までは障害福祉サービス経験者を人員配置 に含めることが可能)
 - •児童発達支援管理責任者 1人以上

39

居宅訪問型児童発達支援の概要

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、 これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を 受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

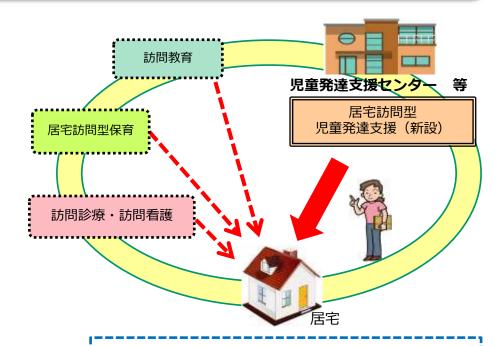
○ 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、 児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外 出することが著しく困難な障害児

支援内容

○ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的 な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

©又村あおい 許可なき 複製を禁じます

放課後等デイサービス

- 1. 障害のある<u>学齢児の放課後や長期休暇中に発達支援</u> <u>や生活スキル獲得を中心とする支援</u>を提供
- 2. 利用対象となるのは<u>小学校・中学校・高校(特別支援学校の小学部・中等部・高等部)に在籍</u>している 障害児
- 3. 子どもの居場所確保や余暇支援などもねらいとしているが、基本的には予定的、計画的に利用することが前提となる(保護者就労支援において、日中一時支援との役割分担が課題となっている)
- 4. 令和6年4月から時間制単価や重度障害、家族支援 加算などが実施されている

放課後等デイサービスの概要

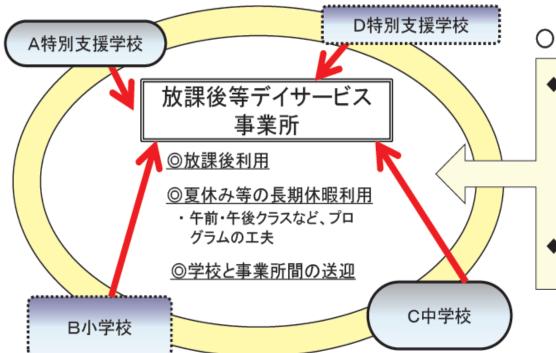
学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児 (*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれが あると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活 能力の向上のために必要な訓練、社会との交 流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後 等デイサービスのサービスの一貫性)

児童発達支援 放課後等デイサービス ガイドライン

放課後等デイサービス・ガイドライン概要 (H27/4/1)

- ◆ガイドラインの趣旨
 - 児童福祉法に位置づけられた新たな支援。提供される支援内容も ニーズも多種多様。支援の一定の質を担保する全国共通の枠組 の必要性から基本的事項を示した
- ◆放課後等デイサービスの基本的役割
- ◆放課後等デイサービスの提供に当たっての 基本的姿勢と基本活動
- ◆事業所が適切な放課後等デイサービスを 提供するために必要な組織運営管理

- ◆ガイドラインの趣旨
- ◆ 放課後等デイサービスの基本的役割 子供の最善の利益の保障/共生社会実現の後方支援/保護者支援
- ◆放課後等デイサービスの提供に当たっての 基本的姿勢と基本活動

基本的姿勢:職業倫理を基盤とした職務遂行 /個別支援計画に沿った発達支援(学校との連携) 基本活動:自立支援と日常生活充実の為の活動/創作活動 /地域交流/余暇の提供

◆事業所が適切な放課後等デイサービスを 提供するために必要な組織運営管理 適切な支援の提供と質の向上/説明責任の履行と透明性の高い 事業運営/様々なリスクへの備えと法令遵守

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン 従業者向け ガイドライン

ガイドラインに基づく自己評価等

事業所は、ガイドラインに基づく自己評価を 実施し、その結果を事業運営に反映させ、 自己評価結果については公表に努める。



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」とより簡素な「保護者等向け放課後等 "評価表」活用



想定される評価の流れ

- ①保護者へのアンケート調査
- ②職員による自己評価
- ③設置者・管理者向け
- ④自己評価の公表
- ©又村あおい 計画と護者アンケート調査結果 のフィードバック

放デイガイドラインの趣旨(1)

- 1. 放課後等デイサービスは新たな支援であり、利用する子どもや保護者のニーズや提供される支援の内容は多種多様で支援の質の観点からも大きな開きがあるとの指摘がなされている状況
- 2. 平成26年7月公表の「今後の障害児支援の在り方について」において、「支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要」「特に放課後等デイサービスについては、早期のガイドラインの策定が望まれる」と提言
- 3. 一律に放課後等デイのあり方を枠にはめる趣旨ではない(支援の多様性自体は否定せず)

放デイガイドラインの趣旨(2)

- 4. ただし、支援の多様性は前提としつつ、<u>学齢の</u> 障害児に対する健全育成という共通の理念に基 づいて取り組むべき質の向上を図るべき
- 5. ガイドラインに基づく質の向上に関する取組み は各事業所において実施すべきもの<u>(機械的な</u> 運用はNG)
- 6. ガイドラインのほか、<u>事業所が自己評価するシ</u> ートや保護者からの評価を整理するシートがあ り、評価の実施と公表</u>が重要
- 7. 児発、放デイとも、<u>令和6年4月に見直し</u>

令和6年度からの 制度改正と ガイドライン見直し は別添のとおり

障害児支援の新たな指針

トライアングル・プロジェクト

トライアングル・プロジェクトとは

- 1. 2018年3月に<u>文部科学省と厚生労働省の合同</u> <u>事務局</u>で取りまとめられたもの
- 2. 支援を要する子どもと保護者が、<u>乳幼児期から学</u> <u>齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支</u> <u>援が受けられることを目指す</u>もの
- 3. 家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するため、学校と児発・放デイ事業所等との相互理解の 促進や、保護者も含めた情報共有を目指すもの
- 4. 行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である ため、<u>都道府県・市町村の教育委員会や福祉部局</u> が取組みを主導するもの

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

~障害のある子と家族をもっと元気に~ 概要







1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所におい て、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡 先などが共有されていないため、円滑なコ

ミュニケーションが図れておらず連携できて

いない。

保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまで の各段階で、必要となる相談窓口が分散して おり、保護者は、どこに、どのような相談機 関があるのかが分かりにくく、必要な支援を 十分に受けられない。

- 教育と福祉との連携を推進するための方策
- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援 事業所との関係構築の「場」の設置 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉 制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進
- 保護者支援を推進するための方策
- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)

福祉部局 放課後等デイ

保護者向けハンドブック

保護者同士の交流の場の促進

教育委員会

域内の支援情報の提供 学校や関係者への福祉制度の周知

学校

活用し、切れ目ない 支援体制を整備する 自治体への支援

保護者や関係機関

個別の支援計画を

(文部科学省)

と連携した計画の作 成について省令に新 たに規定

複製を禁じます

サービスガイド

障害福祉サービ

ス等報酬改定で拡

充した連携加算を

ラインの改定

個別の支援計画の活用による切れ目ない支援

後

0

如

策

市町村

連携強化

家庭

情報共有·連携強化

教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び 学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例②(大阪府箕面市)

取組概要

学校と事業所との連携を促進し、特別支援学級在籍の児童生徒のより一層の支援の充実を図ることを目的とし、学校から放課後等デイサービス事業所へのスムーズな引継ぎ方法や連携体制を確立するための調査研究を行った。

※文部科学省委託事業: 放課後等福祉連携支援事業(期間: 平成28年度)

実態把握で確認できた連携の課題

情報交換の課題

学校が放課後等デイサービスについてあまり知らない現状/窓口となる担当者の連絡先が分からない

必要な引継ぎ事項

児童生徒の様子や健康面/宿題の有無/個別の教育支援計画/月間、年間予定表

統一的な連絡シート等

学校・事業所・保護者が共通で使える連絡手段の検討

課題を克服するための実践

情報共有

(担当者の情報共有)

・それぞれの窓口担当者を決める。また、連携の内容や方法、個別の教育支援計画(保護者同意を要する)、緊急時の対応など、事前に確認しておいた方がよい内容を記載した「連絡シート」を作成。

(日々の引継ぎ方法)

- ・特別支援学級の連絡ファイル(ノート)を活用して、関係者共有の連絡ノートを作成。
- ・送迎時に児童生徒の状況を引き継ぐ簡易メモを渡す。
- ・1日や1週間の児童生徒の様子(生活記録表)を家庭と学校と放課後等デイサービス事業所で記入し共有。
- →互いの連絡先や担当者が明確になり、連携がとりやすくなった。また、保護者の意向を確認することができた。
- →双方の支援計画を参考に、同じ方向性を持って支援目標を立てることができた。

連携体制の構築

- ・実践内容について、既存の「箕面市支援連携協議会」(学識経験者や医療、保健、労働などの関係機関、保護者の代表が 参加)を活用し、有識者等から指導・助言を受けた。
- ・必要に応じて、ケース会議に事業所等が参加。
- ・実践内容を「支援保育・支援教育推進ハンドブック」及び報告書にまとめ、各学校等へ配布。
- →事業所等がケース会議に参加する事例が増えてきている。
- ◎又村おおじり食配衣箸で特別支援教育担当者等に放課後等デイサービスの制度等について周知が図れた。

複製を禁じます 〇引き続き、連携の在り方の検討及び学校に対して、放課後等デイサービスに関する周知に取り組む 等

相談窓ロー元化の実践事例①(東京都日野市)

取組概要

エール(日野市発達・教育支援センター) 平成26年4月開設

○歳~18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、 子供の育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、<u>福祉分野と教育分野が</u> 一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施</u>するため、相談・支援の 窓口を一本化し、わかりやすい相談体制とした。

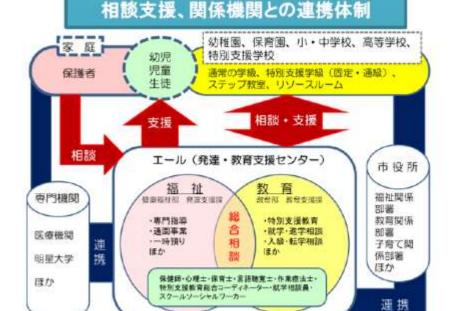


センターの特徴

- ①発達や教育に係る相談・支援の窓口が一本化した、わかりやすい相談体制(「発達支援課」と「教育支援課」を設置)
- ②福祉と教育の連携による切れ目のない支援の実施
- ③多様な専門職による総合支援の実施(心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなど)

センターの支援体制





る意味を表現することを使うないできます。
※かいのきシェート: エールを中心に作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」として作成。
※かいのきシェート: エールを中心に作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」として作成。

得製るの成長記録やサポート内容を1年ごとに1枚のシートにまとめ、保護者同意の上で関係機関間で記録、保存、引き継ぎがなされる。

トライアングルPJの根拠法令等

- 1.2018年8月27日付け「30文科初第756 号」通知は非常に重要
- 2. この通知は、同日に公布・施行された学校教育法施行規則の改正を周知、解説するもの
- 3. 特別支援学校だけでなく、小中学校の支援級、高校の通級に在籍する子どもに対して個別の教育支援計画(IEP)を作成すること
- 4. I E Pの作成に際しては、子ども本人や保護者の 意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に必要な情 報の共有に努めること

子どもを中心に学校と関係機関が連携するイメージ

ところで卒業したらどうなる?

- 1. 結論からいうと、学校卒業後は<u>「放課後」</u> の概念がないので、放デイもない
- 2. 成人期の日中活動は大きく「大学や専門学校」「就職(企業などでの就労)」「福祉的な就労」「デイケア的なサービス」に分かれますが、いずれも<u>夕刻以降の預かり的</u>なサービスは非常に少ない現状
- 3. 学校卒業後の夕刻対策は学齢期から必須

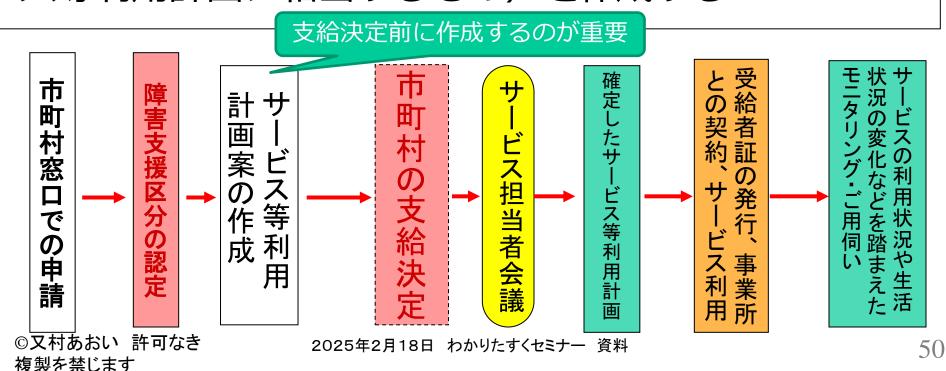
キモ(は相談支援

相談支援の必要性・重要性

- 現在の仕組みではさまざまな障害(児)福祉 サービスを組み合わせて使う可能性があるの で、<u>障害児に適した支援のマッチングやコー</u> ディネートが必要
- 2. 支給決定プロセスが見直され、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)を支給決定前に作成。利用計画の対象者を「個別給付利用者の全員」へ拡大(平成27年4月から)
- 3. その中心となるのが相談支援事業

支給決定プロセスについて

市町村は、相談支援事業者(相談支援専門員が配置された事業者)が作成するサービス等利用計画画案を勘案して支給決定を行う。障害児についても、児童福祉法で規定する障害児支援利用計画案(障害者のサービス等利用計画に相当するもの)を作成する



相談支援の必要性・重要性

- 4. なぜ、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)は市町村の支給決定「前」に案を作成するのか【ここに相談支援の重要性がある】
- 5. 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成するということは、<u>障害児本人や家族との信頼関係を構築した上で、年齢に応じた現在の困り感や将来希望する暮らしぶりを一緒に考える</u>、ということ
- 6. サービス等利用計画とは、ライフプラン

これからの障害児

支援の方向性

~「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか~

基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するため の後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

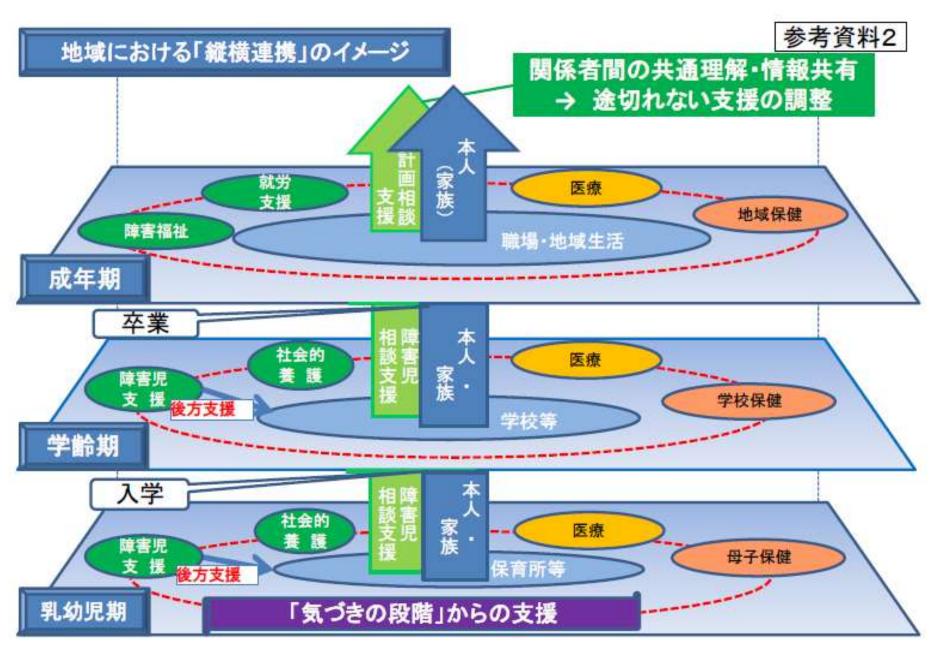
地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 〇 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制 の確立(横の連携)

相談支援の推進

支援に関する情報の共有化

児童相談所等との 連携 支援者の専門性の向上等



◎又村あおい 許可なき 複製を禁じます

これから求められることは

- 1. 放課後等デイに限らず、<u>必要な人へ必要な</u> <u>支援は届けていかなければ</u>ならない
- 2. 一方で、<u>たとえば放デイがあるから使う、</u> 他の選択肢は考慮しない・・という発想か らは転換することも重要
- 3. 国連「子どもの権利条約」では、<u>子どもの</u> 最善<u>の利益と家庭養育</u>を求めている
- 4. その意味で、保育所等訪問や訪問型児童発 達のような訪問型支援の充実は不可欠

これから求められることは

- 5. さらに、<u>たとえば「ヘルパーと外出する」</u> という支援にプラスして「家族と一緒にストレスなく外出できる」ようになるための 支援も重要となる
- 6. そのためには、<u>支援者側、行政側、利用者</u> (保護者側)のすべてが「新しい障害児支 援のあり方」を考えていく必要がある
- 7. 支援者は、<u>その専門性を子どもだけでなく</u> 家族にも還元するという意識を

これから求められることは

- 8. 行政には、<u>従来の支給決定基準にとらわれない、子どもと家族が良い関係で地域生活できるような支給決定(運用の柔軟化)と真に必要な子どもへの十分な支援</u>を
- 9. 利用者には、<u>「事業所にお任せ」ではなく</u> <u>「我が家で使えるノウハウを共有」という</u> <u>意識の転換</u>を

すべてのキーを握るのが相談支援です

変わるもの、変わらないもの

変わる制度

- 措置 → 支援費 → 自立支援法
 - → 総合支援法(児童福祉法)

変わらない支援

子どもに寄り添った支援、地域生活の推進など

ご参考まで・・(その1)

全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました。

http://zen-iku.jp/

または、「全国手をつなぐ育成会連合会」 で検索していただくとたいがいはトップで 表示されます。



QRコードはこちら!

お待たせしました!ついに最新版発刊!

育成会 の本

障害のある人が 使える支援 2024年8月 ŦII

あたらしいほうりつの本 最新版!

簡単な説明とイラストでよくわかる。

本書は、知的障害のある人が、福祉サービスや医療費の補助制度、年 金や手当などお金に関する制度を、勉強できるように、工夫して出版 しました。なるべく短い文章でわかりやすく制度を説明したり、目で見 てわかるようにイラストをたくさん使ったりしています。

Ħ 次

PART1 障害者手帳について知ろう

PART2 お金のことについて知ろう

お求めは右記にて承ります▶

PART 3 支援って何?どこで相談できるの?

PART4 住むことをお手伝いするサービス

通う・働くをお手伝いするサービス

PART6 障害のある子どもを支援するサービス

発行元 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2C

最寄りの都道府県政令都市育成会、

または滋賀事務所(電話 077-536-5297・ファクス 077-536-5299)まで

ホームページからもご注文・お問い合わせいただけます http://zen-iku.jp/booklist



又村あおい 著 B5判/122ページ 定価1540円(税込) ISBN978-4-909695-05-5

ご参考まで・・(その3)

「おたすけプラン」シリーズ大好評です!

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」「介護」の4種類で、いずれも障害のある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています(障害以外の理由で加入できない場合はあります)。加入対象は、育成会の会員「障害のある人、障害のある人の家族(親、きょうだい)、障害福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員」の皆さまです。

(お問合せ)

電 話:03-5358-9274 (平日10時から16時)

メール: info@zen-iku.jp(24時間受付)



おたすけプランシリーズの概要

- (1) がんのおたすけプラン:日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険
- ⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく
 - (2) おたすけプラン・日ごろの備え:個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償
- ⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能(年齢による保険料変動がなく、告知不要)
 - (3) 暮らしのおたすけプラン: 所得補償に特化した保険
- ⇒ 病気やけがで長期休業(退職)になった場合に、給与の60%程度を補償(精神疾患による

休職も2年間補償)

団体契約により保険料10%割引!

知的障害者を支える方向け「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険 <u>+葬祭費用等補</u>償特約 知的障害者本人 の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え 個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン



監修:井上雅彦

編集:全国手をつなぐ育成会連合会

イラスト:マリマリマーチ

◎ A5 科/ 104 夏

②定価 1,430円 (本体 1,300円+税10%)

◎ 2022 年 11 月発行

© 978-4-8058-8785-1

オールカラー



[国次]

はじめに

自閉スペクトラム症の特徴と理解 はじめに/ASD 診断のある人・ない人/ ASD の薄因/ASD のある人は増えている?/ ASD のある子どもの子育てへの支援/ 観響のみなさんへ

すったもんだの日々 生な登場人物

「何があっても学校は行くもの」(など全6数) 施設・病院

「お父さんの際義」(など全5数) 行事・外出(全10数) 家・日常生活(全13数)

<コラム>

・伝えるポイントは、「具体的に」と「視覚的に」

・体験を重ねて不安をなくす 他2本

全国手をつなぐ育成会連合会の機関誌『手をつなぐ』に好評連載中の4コマ まんが「毎日すったもんだ」が一冊の本になりました。

自蘭スペクトラム症のある子の優性と向き合いながら、笑いあり讃ありの「すったもんだ」な家族の日常を、4コマま んがで切り取りました。学校、病院、外出など場面ごとのユニークなエピソードに、クスっとしたり、多様な個性を実 感したり。解脱付きで、かかわりの参考にもなる一冊です。



関係できせるのは工作を 見てもの語りがある

弁上雅彦先生の わかりやすい 解脱付きです

